

広報すぎなみ

Suginami

選挙の主役は、  
投票する私たち。

衆議院議員選挙は、私たちの国の将来を決める大事な選挙です。投票所では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みます。投票日当日の混雑を緩和するため、期日前投票もご検討ください。あなたの声を届ける大切な一票です。忘れずに投票しましょう。



支えあい共につくる  
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 10/18 }  
臨時号  
令和3年(2021年)  
No.2314

選挙特集号

# 衆議院議員選挙

## 最高裁判所裁判官国民審査

この一票、未来に届け。



投票日: 10月31日 日 午前7時～午後8時

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 🗑️ 編集: 広報課



選挙お知らせ

投票・開票速報は10月31日(日)から区ホームページでご覧になれます。投票速報は午前8時から、開票速報は午後9時30分から。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

# 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

## 投票日: 10月31日

投票時間: 午前7時～午後8時



— 問い合わせは、選挙管理委員会へ。

### ● 杉並区で投票できる方

今回の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査において投票できるのは、次の2つの条件を満たしている方です。

- ①平成15年11月1日までに生まれている。
- ②令和3年7月18日までに杉並区へ転入の届け出をし、投票する日に選挙人名簿に登録されている。

### ● 「選挙公報」「審査公報」を各戸配布します

10月28日(木)までにお届けします

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」や裁判官の経歴などを掲載した「審査公報」は、各世帯の郵便受けに直接お届けします。

届かない場合は、10月30日午後5時までに選挙管理委員会へご連絡ください。また、区ホームページに掲載するほか、期日前投票所、区の施設、駅の広報スタンド、郵便局などにも設置します。

### ● 「選挙のお知らせ」をご確認ください

10月19日(火)～22日(金)ごろに、世帯ごとに封書でお届けします

「選挙のお知らせ」を紛失した場合や届かない場合でも投票資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

10月3日(日)以降に区内での転居の届け出をした方は、区内の旧住所地の投票所での投票となります。

選挙区(東京都第7区・東京都第8区)をまたいでの区内転居の届け出をした方は特にご注意ください。

- 10月2日(土)までに区内転居の届け出をした方 → 区内新住所地の投票所で投票
- 10月3日(日)以降に区内転居の届け出をした方 → 区内旧住所地の投票所で投票

### ● 投票・開票速報

投票速報: 10月31日(日)午前8時から  
開票速報: 10月31日(日)午後9時30分から

区ホームページ(右上2次元コード)でご覧いただけます。



新型コロナウイルス感染症予防のためにもご活用ください

## 投票日に予定のある方は期日前投票を

杉並区役所とそれ以外の投票所の投票期間が異なりますので、ご注意ください。

## 期間: 10月20日(水)～30日(土)

投票時間: 午前8時30分～午後8時

(期日前投票期間)

衆議院議員小選挙区	10月20日(水)～23日(土)	10月24日(日)～30日(土)
東京都第7区	杉並区役所 (中棟6階第4会議室)	杉並区役所・ 方南区民集会所
東京都第8区		全ての期日前投票所 (杉並区役所を含む)

- お住まいの地域(東京都第7区、東京都第8区)によって利用できる期日前投票所が異なります。
- 期日前投票後に候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた票は無効票となります。その際の再投票はできません。
- ご自身で投票用紙への記入が困難な方は、投票所係員にお申し出ください。
- 投票日の前々日、前日は組み合わせます。早めの投票にご協力ください。

### 期日前投票所

方南1・2丁目にお住まいの方は **ピンク(★)** の場所で、その他の地域にお住まいの方は **緑色** の場所で期日前投票ができます。



## 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、以下の新型コロナウイルス感染症対策に取り組みます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

#### 投票所の主な感染症対策

- ・投票所にアルコール消毒液を設置します。
- ・投票管理者、投票立会人、投票所従事者はマスクを着用します。
- ・定期的に投票所の換気や、記載台の消毒液での拭き上げを行います。
- ・受付等に透明フィルムを設置します。

#### 有権者の皆さんへ

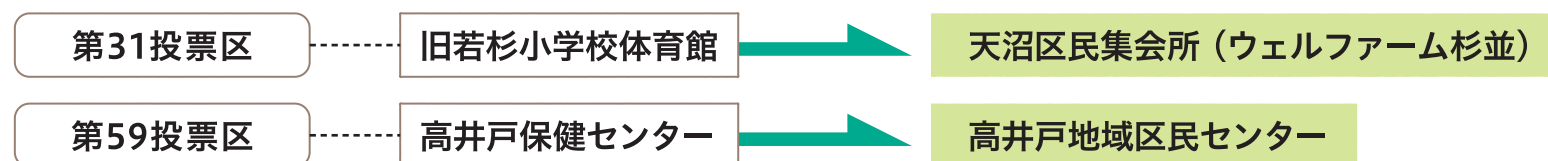
- ・鉛筆(シャープペンシル)等を持参することができます。
- ・マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手指消毒にご協力ください。
- ・周りの方と距離を保つようお願いします。

## ● 衆議院小選挙区の区割りについて

杉並区は、小選挙区が東京都第7区と東京都第8区に分かれています。10月2日現在で方南1・2丁目にお住まいの方は「東京都第7区」(品川区・目黒区・中野区の一部地域、渋谷区)、その他の地域にお住まいの方は「東京都第8区」の有権者となります。お住まいの地域により、投票できる候補者が異なりますので、ご注意ください。

## ● 投票所変更について

投票所が新型コロナワクチン接種会場として使用されるに伴い、以下のとおり投票日当日の投票所に変更があります。天沼3丁目、上荻1丁目(第31投票区)にお住まいの方は、天沼区民集会所(ウェルファーム杉並(天沼3-19-16))、高井戸東3・4丁目(第59投票区)にお住まいの方は高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5)が投票日当日の投票所ですので、ご注意ください。





## ●投票日当日や期日前投票期間に杉並区内にいない方は 不在者投票をご利用ください

期間：10月20日(水)～30日(土)

仕事や学業、用事などで投票日当日および期日前投票期間に杉並区外に滞在する予定の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。あらかじめ区の選挙管理委員会へ投票用紙の請求が必要です。投票用紙を請求した方には、10月19日以降に不在者投票用紙等一式を順次送付します。手続きの詳細は、区ホームページをご覧ください。

必ず、事前に滞在先の選挙管理委員会に不在者投票場所をお問い合わせの上、不在者投票を行ってください。

※郵送などにより手続きを行うため、時間がかかります。早めに請求してください。

## ●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や介護保険被保険者証をお持ちで、下表に該当し、ご自身で文字を書くことができる方は、自宅等で投票用紙を記載し、郵便等を利用して投票することができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。早めにお問い合わせください。

なお、下表に該当する方のうち、身体障害者手帳で「上肢」または「視覚」が「1級」の方は、代理記載制度により投票することができます。

	該当する障害の部位	該当する障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級
	免疫・肝臓	1・2・3級
介護保険被保険者証	要介護状態区分等「要介護5」	

※「該当する障害の程度」は「身体障害程度等級」とは異なります。

### 選挙（投票所）へ行くことが困難な方へ

- ・選挙当日に投票所へ行くことが困難な方で、車を利用する場合は、期日前投票期間中に駐車場のある杉並区役所をご利用ください。詳細は、区ホームページをご覧ください。
- ・介護保険の訪問介護（外出介助）を利用している方は、投票にも利用できる場合があります。利用にあたっては、あらかじめケアプランに位置付ける必要があるため、担当のケアマネジャーへご相談ください。
- ・その他、外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスの案内を希望される方は、杉並区外出支援相談センターもび〜る ☎5347-3154（月～金曜日午前9時30分～午後5時30分）にご相談ください（各種サービスの利用は有償となります）。

※郵便等投票による投票用紙の請求期限は投票日の4日前（10月27日）午後5時までです。早めに請求してください。

## 特例郵便等投票 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の投票について

新型コロナウイルス感染症による自宅・宿泊療養等の方で以下の要件を満たす方は、郵便等を利用して自宅等において投票することができます。なお、濃厚接触者の方は、特例郵便等投票はできません。

### 要件

- ・投票日当日に杉並区の有権者である。
- ・自宅または宿泊施設もしくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている。または海外からの帰国者で宿泊施設で待機している。
- ・請求時において新型コロナウイルス感染症による外出自粛の期間が、当該選挙の公示日の翌日から投票日まで（10月20日～31日）の期間にかかる見込まれる。

### 投票の方法

- ①特例郵便等投票請求書（電話で、選挙管理委員会へ請求。または区ホームページから取り出せます）を記入します。
- ②記入済みの請求書と就業制限通知書を選挙管理委員会へ郵送します。後日、選挙管理委員会から郵便で不在者投票用紙等一式を送付しますので、投票用紙に記入して、返送してください。

※特例郵便等投票による投票用紙の請求期限は投票日の4日前（10月27日）午後5時までです。早めに請求してください。

## 「在外選挙人証」をお持ちの方へ

杉並区発行の「在外選挙人証」をお持ちで一時帰国している方、または帰国転入後まだ在外選挙人名簿から抹消されていない方で、国内の選挙人名簿に登録されていない方は、衆議院議員選挙の投票ができます。投票場所や期間、時間などは右表のとおりです。ただし、最高裁判所裁判官国民審査は投票できません。詳細は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

〈一時帰国者などが投票できる場所など〉

	投票所	期間	時間
東京都第7区	杉並区役所（中棟6階第4会議室）	10月20日(水)～30日(土)	午前8時30分～午後8時
	方南小学校（方南1-52-14）	10月31日(日)	午前7時～午後8時
東京都第8区	杉並区役所（中棟6階第4会議室）	10月20日(水)～30日(土)	午前8時30分～午後8時
	荻窪体育館（荻窪3-47-2）	10月31日(日)	午前7時～午後8時